

旭介保第304号
令和6年3月12日

居宅介護支援事業所各位
福祉用具貸与（予防含む）事業者各位
特定福祉用具販売（予防含む）事業者各位

旭川市長 今津寛介
（福祉保険部介護保険課担当）

令和6年度からの一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入等について（通知）

日頃から本市の介護保険行政への御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和6年度介護報酬改定において、一部の福祉用具【固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、歩行補助つえ（松葉杖を除く）】については、利用者等の意思決定に基づき、貸与または販売を選択できる取扱いに変更となりましたので、福祉用具貸与・販売事業者及び居宅介護支援事業者におかれましては、以下のとおり、対応を行ってください。

1 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

- (1) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこととするとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。
- (2) 福祉用具貸与について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこと。
- (3) 特定福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること。
また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めること。

2 新たに購入の対象となる福祉用具

| | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 固定用スロープ | 貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。 |
| 歩行器 (歩行車を除く) | 貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。 |
| 歩行補助つえ (松葉杖を除く) | カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。 |

3 福祉用具購入支給申請にあたっての注意事項

- (1) 申請書は、現行の「介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書」を使用してください。
- (2) 今回の改正に伴う、同一年度の支給基準限度額（10万円）に変更はありません。
- (3) 固定用スロープは、同一年度であっても複数個の購入が可能です。必要性について、十分に検討した上で販売してください。
- (4) 歩行補助つえは、原則、同一年度に1つまでの購入とします。ただし、「両腕分の杖が必要な場合」や、「身体状況の著しい変化によって別の杖が必要になった場合」は、複数個の購入を認めます。必要性について十分に検討した上で販売してください。

4 モニタリング実施時期の明確化

福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与と計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加することとする。

5 モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付けることとする。

6 認知症対応型共同生活介護等利用者への福祉用具購入について（厚生労働省へ確認）

認知症対応型共同生活介護においては、介護保険法第8条第20項に「入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。」と定義されており、日常生活に必要な設備（福祉用具を含む）の整備については、この条項の中で読み込めるものと解されることから、福祉用具購入費の支給は認められませんので、御留意ください。

なお、特定施設入居者生活介護となっている有料老人ホーム等についても同じ考え方となります。（根拠法令：介護保険法第8条第11項及び法施行規則第17条）

（担当）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係
電話 25-6485